

出兵及び言論統制やテロなどに関する歴史

| | | |
|------|------|---|
| 1869 | 明治 2 | 東京招魂社を創建 (6月) 79年靖国神社に改称 |
| 1874 | 7 | <台湾出兵 5.22-10.31> |
| 1875 | 8 | <江華島事件 9.20> |
| 1884 | 12 | <甲申事変 12.4> |
| 1889 | 22 | 大日本帝国憲法 法律の範囲で言論の自由を保障 |
| 1893 | 26 | 出版法 書籍やピラ、パンフレットが規制対象に |
| 1894 | 27 | <東学党の乱 5.1-5.11> <日清戦争 8.1-1985.4.7> |
| 1899 | 32 | <義和団の乱 3月-1901.9.7> |
| 1900 | 33 | <アモイ事件 8.27-8.29> 治安警察法 労働運動の取り締まりが目的 |
| 1904 | 37 | <日露戦争 2.10-1905.9.1> |
| 1909 | 42 | 新聞紙法 社会主義思想の取り締まりが目的 |
| 1910 | 43 | 韓国併合 (8月) |
| 1914 | 大正 3 | <青島攻略 9.2-11.7> |
| 1917 | 6 | ロシア革命 史上初の社会主義政権が成立 |
| 1918 | 7 | <シベリア出兵 8.2-1925.5.15> 富山で米騒動 全国に広まる 大正デモクラシーの機運が高まる |
| 1919 | 8 | ベルサイユ条約 (6月) (第一次対戦の戦後処理) |
| 1920 | 9 | 森戸事件 東京帝大助教授の筆禍事件 |
| 1921 | 10 | 安田善次郎暗殺事件 (9.28) 原敬首相暗殺事件 (11.4) 東京駅で刺殺される |
| 1922 | 11 | イタリアでムッソリーニ政権が成立 (10.31) |
| 1923 | 12 | 関東大震災で戒厳令 社会運動家や朝鮮人が虐殺される |
| 1925 | 14 | 治安維持法 天皇制と資本主義を否定する結社を処罰 普通選挙法が成立 |
| 1927 | 昭和 2 | <山東出兵 5.28-1928年> 金融恐慌 社会不安から軍部が台頭する契機となる |
| 1928 | 3 | 3・15事件 共産主義者、社会主義者を弾圧 張作霖爆投事件 (6.4) 改定治安維持法 (6.29) 最高刑が死刑に 41年の改正で予防拘禁制度を導入 |
| 1929 | 4 | ニューヨークで株暴落 (10.24) 世界恐慌へ |
| 1930 | 5 | 教員赤化事件 33年までに多数の教員が共産党シンパとして摘発される 浜口首相狙撃事件 (11.14) 東京駅で右翼に狙撃され重傷 放送用施設無線電話監督事務処理細則 |
| 1931 | 6 | 三月事件未遂 (3.20) 陸軍急進派の「桜会」と国家主義運動家の大川周明らによるクーデター計画が発覚 十月事件未遂 (10月)、 <満州事変 9.18-1933.5.31> |
| 1932 | 7 | 血盟団事件 (2~3月) <上海事変 1.28-5.5> 5・15事件 海軍の青年将校らが犬養毅首相を殺害 |
| 1933 | 8 | ヒトラーが独首相に就任 (1.30) 作家の小林多喜二が特高警察の拷問で虐殺される (2.20) 国際連盟脱退 (3月) 神兵隊事件未遂 (7.11) |
| 1934 | 9 | 文部省に思想局を設置 士官学校事件未遂 (11月) |

| | | |
|------|----|--|
| 1935 | 10 | 永田事件 (8.12 相沢事件) |
| 1936 | 11 | 2・26 事件 陸軍の青年将校が高橋是清蔵相を殺害 思想犯保護観察法を公布 不穏文書臨時取締法成立 |
| 1937 | 12 | 盧溝橋事件 (7 月) <日中戦争 7.7-1945.8.15> 日本軍、南京入城 (12 月) 大虐殺事件 改定軍機保護法 適用範囲を拡大し、厳罰化 |
| 1938 | 13 | <張鼓峰事件 7.31-8.11> 国家総動員法の施行 財産などの制限が可能に |
| 1939 | 14 | 第二次世界大戦始まる (9.1~1945.9.2) <ノモンハン事件 5.12-9.15> 軍用資源秘密保護法 天気予報が規制の対象に 映画法 |
| 1940 | 15 | 日独伊三国同盟調印 (9 月) <北部仏印進駐 9.23> 大政翼賛会が発足 町内会などを通じ、日常生活を統制 |
| 1941 | 16 | 日ソ中立条約調印 (4 月) <南部仏印進駐 7.29> 国防保安法 政治的な機密を保護する 外交・財政・経済上の重要情報が「国家機密」になる ハワイ真珠湾攻撃 <太平洋戦争 12.8-1945.8.15> 言論出版集会結社等臨時取締法を公布 新聞事業令 新聞紙等掲載制限令 第 2 次改定治安維持法 取り締まり範囲の拡大 |
| 1942 | 17 | 横浜事件 編集者ら 4 人が獄死 シンガポール進駐 (2 月) バターン死の行進 (4 月、フィリピン進駐) 7 万人 100 キロ ガダルカナル島 (餓島) の闘い (8 月~1943.2) 2 万人死亡 ミッドウェイ海戦 (6 月) 空母 4 隻、戦闘機 285 機 |
| 1943 | 18 | アッツ島玉砕 (5 月) 2600 人死亡 出版事業令 |
| 1944 | 19 | インパール作戦 (3~7 月) 3 万人死亡 サイパン島玉砕 (6~7 月) 日本本土へ空襲 グアム島、テニアン島玉砕 (7~8 月) ペリリュー島、アンガウル島玉砕 (9~11 月) レイテ島 (10 月) 連合艦隊壊滅 |
| 1945 | 20 | 米英ソ首脳によるヤルタ会談 (2 月) 硫黄島玉砕 (2~3 月) 沖繩戦 (3 月) ポツダム宣言で日本に降伏勧告 (7 月) 広島、長崎に原爆投下 (8 月) ソ連が中立条約を破棄し、参戦 (8 月) 昭和天皇が終戦の詔勅放送 (8 月) 降伏文書に署名 (9 月) |

南スーダン派遣施設隊日報にかかる経緯

| 日付 | 陸自南スーダンPKOを巡る動き | 情報開示請求の流れ |
|---------------------|---|---|
| 平成28年 7月7日～ | ジュバ市内の治安情勢が急激に悪化 キール大統領派とマシャール第一副大統領派との間で衝突が発生 | |
| 8月3日 | 稲田防衛大臣就任 | |
| 8月25日 (～10月26日) | 南スーダン派遣施設隊(第11次要員)の準備訓練開始 | |
| 9月30日 | | ジャーナリスト布施祐仁氏が情報公開法に基づき、7月7日～12日の日報を防衛省に開示請求 |
| ～10月2日 | | 10月2日までに日報破棄(答弁) |
| 10月3日 | | 情報公開請求受理 |
| 10月25日 | 実施計画の変更(派遣期間の延長等)を閣議決定 | |
| 11月15日 | 実施計画の変更(「駆け付け警護」の付与等)を閣議決定 | |
| 11月18日 | 駆け付け警護付与等の自衛隊行動命令発出 | |
| 11月20日～ | 第11次要員を順次派遣 | |
| 11月28日 (東京新聞による) | | 防衛省文書課が統幕に不開示決定の是非について意見照会。統幕「意見なし」の回答(決裁は企画調整官まで) |
| 12月2日 | | 防衛省が上記の情報公開請求に対し、不開示決定。日報は既に廃棄され存在しない旨回答 |
| 12月12日 | 「駆け付け警護」等の新任務の実施が可能に | 自民党行政改革推進本部長・河野太郎議員より、不開示決定に係る事実確認の資料要求 |
| 12月16日 | | 稲田防衛大臣が再調査を指示 |
| 12月22日 | | 河野議員が日報のデータ等の再探索を要請 |
| 12月24日 | | 東京新聞が日報廃棄に関する記事を掲載。河野議員ツイッターで「この件、自民党行革推進本部で防衛省からヒアリング済み」と投稿 |
| 12月26日 | | 統合幕僚監部内に日報が保管されていたことが判明 |
| 平成29年 1月24日 | | 安倍首相が衆・本会議で「規則に基づいて扱っている」と答弁 |
| 1月25日 | | 統幕長に担当者が日報の存在を報告 |
| 1月27日 | | 稲田防衛大臣に事務方が日報の存在を報告 |
| 2月6日 | | 河野議員に日報及び中央即応集団司令部資料を提出。河野議員がツイッターで、日報について「電子情報の形で残されていたものが発見された」と写真付きで投稿 |
| 2月7日 | | 日報及び中央即応集団司令部資料を公表 |
| 2月17日 | | 稲田大臣は「派遣開始以来、統幕で日報を電子データで保存していた」と衆予算委で答弁 |
| 2月20日 | | 稲田大臣は、PKO日報の保存期間見直しを検討する旨答弁 |
| 2月21日 | | 稲田大臣は、記者会見で、省内調査委員会の設置については、否定的発言 |

◆衆議院決議(1948年6月19日)

教育勅語等排除に関する決議

民主平和国家として世界史的建設途上にあるわが国の現実、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の改新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となっている教育勅語並びに陸海軍軍人に賜はりたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅、今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従来行政上の措置が不十分であったがためである。

思うに、これらの詔勅の根本的理念が主権在君並びに神話的国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よって憲法第98条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

◆参議院決議(1948年6月19日)

教育勅語等の失効確認に関する決議

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失っている。

しかし教育勅語等が、あるいは従来如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失っている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の真の權威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。